

住みよく魅力ある島づくり計画

— 沖縄 21世紀ビジョン 離島振興計画 —

(平成 24 年度～平成 33 年度)



平成 25 年 3 月

沖 縄 県

目 次

第 1 章 総説

第 1 節	計画策定の意義	1
第 2 節	計画の性格	2
第 3 節	計画の期間	2
第 4 節	計画の目標	2
第 5 節	計画の効果的な実施	3

第 2 章 計画の基本方向

第 1 節	離島振興の基本的課題	4
第 2 節	離島振興の基本方向	11

第 3 章 振興施策の展開

第 1 節	離島における定住条件の整備	18
1	自然環境の保全・再生・適正利用	18
(1)	生物多様性の保全	20
(2)	陸域・水辺環境の保全	21
(3)	自然環境の再生	23
(4)	自然環境の適正利用	24
(5)	県民参画と環境教育の推進	24
2	安らぎと潤いのある生活空間の創造	25
(1)	持続可能な循環型社会の構築	28
ア	3Rの推進	28

イ	適正処理の推進	28
(2)	低炭素島しょ社会の実現	30
ア	地球温暖化防止対策の推進	30
イ	クリーンエネルギーの推進	31
ウ	低炭素都市づくりの推進	32
(3)	生活環境基盤の整備	33
ア	安定した水資源の確保と上水道の整備	33
イ	下水道等の整備	34
ウ	情報通信基盤の整備	34
エ	電力エネルギーの安定供給	35
オ	住宅の整備促進	36
(4)	価値創造のまちづくり	36
ア	沖縄らしい風景・まちづくり	36
イ	花と緑あふれる県土の形成	37
3	交通・生活コストの低減	39
(1)	交通・生活コストの低減	41
(2)	石油製品の価格の安定化	41
4	交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化	42
(1)	航空交通	44
(2)	海上交通	45
(3)	陸上交通	46
(4)	交通ネットワークの充実	48
5	教育及び文化の振興	49
(1)	公平な教育機会の確保及び教育に係る負担の軽減	52
(2)	沖縄らしい個性を持った人づくりの推進	54
(3)	自ら学ぶ意欲を育む教育の充実	55
(4)	国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築	56

(5)	文化の振興	57
6	健康福祉社会の実現	58
(1)	健康・長寿おきなわの推進	60
ア	沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進	60
イ	「スポーツアイランド沖縄」の形成	61
(2)	子育てセーフティネットの充実	62
(3)	健康福祉セーフティネットの充実	62
ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり	62
イ	障害のある人が活躍できる環境づくり	64
ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進	65
エ	福祉セーフティネットの形成	66
オ	保健衛生の推進	67
7	安全・安心な生活の確保	68
(1)	共助・共創型地域づくりの推進	71
ア	住民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進	71
イ	交流と共創による農山漁村の活性化	72
(2)	社会リスクセーフティネットの充実	72
ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	72
イ	災害に強い県土づくりと防災対策の強化	74
(3)	米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	77
 第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開		78
 1 観光リゾート産業の振興		78
(1)	離島観光ブランドの確立	80
(2)	市場特性に対応した誘客活動の展開	81

(3)	観光客の受入体制の整備	82
(4)	観光人材の育成	84
(5)	産業間連携の強化	85
2	農林水産業の振興	87
(1)	おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備	89
(2)	流通・販売・加工対策の強化	91
(3)	農林水産物の安全・安心の確立	92
(4)	担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化	94
(5)	農林水産技術の開発と普及	97
(6)	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	98
(7)	フロンティア型農林水産業の振興	100
3	離島を支える地域産業の振興	102
(1)	中小企業等の支援体制の充実	104
(2)	特産品開発などマーケティング支援等の強化	106
(3)	伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興	108
(4)	商店街・中心市街地の活性化と商業の振興	109
(5)	情報通信関連産業の振興	110
(6)	建設産業の活性化と新分野・新市場の開拓	111
4	離島の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	112
(1)	ソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出	113
(2)	環境関連産業の戦略的展開	114
(3)	海洋資源調査・開発に向けた取組の推進	114
5	科学技術の振興	115
(1)	研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化	116
(2)	科学技術を担う人づくり	117
6	雇用対策と多様な人材の育成・確保	118
(1)	雇用機会の創出・拡大と求職者支援	120

(2)	若年者の雇用促進	1 2 1
(3)	職業能力の開発	1 2 2
(4)	働きやすい環境づくり	1 2 2
(5)	離島を支える多様な人材育成・確保	1 2 3
7	交流と貢献による離島の新たな振興	1 2 5
(1)	地域間交流の促進	1 2 6
(2)	国際協力・貢献活動の推進	1 2 7

第4章 圏域別振興方策

第1節	北部圏域	1 2 8
(1)	圏域の特徴	1 2 8
(2)	振興の基本方向	1 2 8
(3)	圏域内の市町村の主な振興施策等	1 2 9
・	伊平屋村（伊平屋島、野甫島）	1 2 9
・	伊是名村（伊是名島）	1 3 2
・	伊江村（伊江島）	1 3 5
・	本部町（水納島）	1 3 8
第2節	中・南部圏域	1 4 0
(1)	圏域の特徴	1 4 0
(2)	振興の基本方向	1 4 0
(3)	圏域内の市町村の主な振興施策等	1 4 1
・	うるま市（津堅島）	1 4 1
・	南城市（久高島）	1 4 3
・	渡嘉敷村（渡嘉敷島、前島）	1 4 5
・	座間味村（座間味島、阿嘉島、慶留間島）	1 4 8
・	粟国村（粟国島）	1 5 1

・渡名喜村（渡名喜島）	154
・久米島町（久米島、奥武島、オーハ島）	157
・北大東村（北大東島）	160
・南大東村（南大東島）	163
第3節 宮古圏域	166
(1) 圏域の特徴	166
(2) 振興の基本方向	166
(3) 圏域内の市町村の主な振興施策等	167
・宮古島市（宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島）	167
・多良間村（多良間島、水納島）	171
第4節 八重山圏域	174
(1) 圏域の特徴	174
(2) 振興の基本方向	174
(3) 圏域内の市町村の主な振興施策等	175
・石垣市（石垣島）	175
・竹富町（竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島上地、 新城島下地、波照間島、嘉弥真島）	179
・与那国町（与那国島）	183

第1章 総説

本章では、時代潮流やこれまでの離島振興の歩みを踏まえ、本計画の策定意義を示すとともに、計画がもつ性格、計画期間、計画目標等を提示する。

第1節 計画策定の意義

新たな世紀の初頭が過ぎようとしている今日、離島地域を含む沖縄は、グローバル経済の進展、中国をはじめとするアジア諸国の伸張、我が国における少子高齢社会の到来や総人口の減少など、これまでの時代の枠組みが大きく変動していく渦中にある。

これまで離島振興については、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画並びに沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等の交通基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各方面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島地域においては、住民生活及び産業振興の両面で依然として沖縄本島地域等との格差が存在しており、多くの離島市町村で人口が減少している。

このような格差は、遠隔性、散在性、狭小性等の離島地域が抱える条件不利性に起因して発生しており、住民生活を圧迫し、産業振興の制約となっている割高な移動コストや輸送コスト、行政サービスの高コスト構造、教育、医療、福祉等の基礎的な生活条件の整備や産業振興の遅れなど、様々な分野で課題が残されており、その解決を図る施策を推進することが求められている。

一方、いわゆる国境離島を含む沖縄の離島地域は、日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしている。また、広大な海域に存在する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を有している。さらに、離島地域は島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、こうした離島の多様性は観光資源として大きな魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。

こうした中、県民が望む20年後の沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月沖縄県策定）においては、交通体系の整備、基地跡地利用等と並んで、離島振興を重要課題として位置付けている。

また、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて、平成24年5月に県が策定した改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行）第4条に基づく沖縄振興計画である沖縄21世紀

ビジョン基本計画（以下「基本計画という。）においては、離島の果たしている役割にかんがみ、県民はもとより国民全体で離島住民の負担をともに分かち合い、離島地域を支えるという理念のもとに離島振興に取り組み、離島の条件不利性を克服し、住民が安心して生活し働くことができる持続可能な地域社会を形成していくため、交通・生活コストの低減、生活環境基盤の整備、教育、医療、福祉等の分野における住民サービスの向上など定住条件の整備や、離島地域の特色を生かした産業の振興など、総合的な離島振興策を推進することとしている。

さらに、沖縄振興特別措置法においては、産業振興、離島振興、人材育成、交通コスト対策、医療、教育、福祉など極めて広範囲な分野を対象として、沖縄県及び本県市町村が自主的な選択に基づいて実施する事業に充てることのできる沖縄振興交付金制度が創設されたところであり、関係市町村との適切な役割分担と密接な連携の下に、効果的かつ効率的に施策を推進していく必要がある。

こうしたことを踏まえ、今後の離島振興に当たっては、時代の潮流を見据えながら、定住条件の整備や離島の特色を生かした産業振興に取り組むとともに、離島地域が有する潜在力を十分発揮し、沖縄県並びに我が国の経済発展に貢献する地域として、存在価値を高めていく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、長期的、総合的な視点に立って離島振興の基本方向とこれに基づく県の取組等を明らかにするために策定するものである。

第2節 計画の性格

この計画は、基本計画で示された基本方向等を踏まえ離島振興を図るための総合的計画であり、離島振興の目標、基本方向及び施策等を明らかにするものである。

したがって、沖縄県における離島振興施策の基本となるものであり、関係市町村、住民、企業、団体、NPOなど離島振興に取り組む多様な主体の自発的な活動の指針となるものである。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、基本計画の期間である平成24年度から平成33年度までの10年間とする。

第4節 計画の目標

この計画においては、県民はもとより国民全体で離島の負担を分かち合い、支え合

う仕組みを構築して離島における定住条件の整備を図り、美しい自然景観や個性豊かな文化など離島の特性を生かして産業の振興と雇用機会の創出を図るとともに、近隣アジア諸国等との友好関係の構築など、新たな分野への展開を図り、離島がその潜在力を十分に発揮し、希望と活力にあふれる豊かな地域社会を実現することを目標とする。

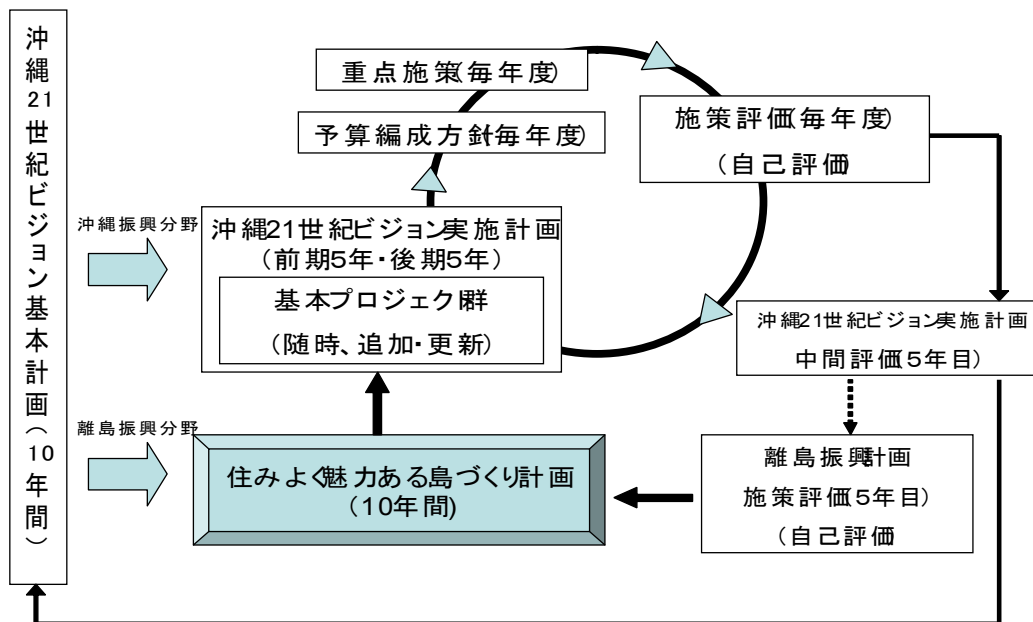
第5節 計画の効果的な実施

この計画の推進に当たっては、本計画で示した課題に着実に対応することが重要であり、沖縄県等の取組が課題の解決に向けてより有効な手段となるよう、常に施策等を見直し、改善を行うことが必要である。

このため、沖縄21世紀ビジョン実施計画における毎年度の施策評価の結果等を活用し、離島振興施策についても見直し、改善を行う。

また、計画の中間地点である5年目を目途に、本計画で示した取組の実績、社会経済情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、施策効果や施策の基本方向等について点検・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

【計画の効果的な実施の流れ】



第2章 計画の基本方向

本章では、離島を取り巻く時代潮流や地域特性を踏まえた「基本的課題」や、「離島振興の基本方向」を提示する。

第1節 離島振興の基本的課題

1 離島を取り巻く時代潮流

我が国社会は、少子高齢化が進行しているほか、総人口の減少という大きな環境変化に直面している。国際的な経済危機等の影響もあり、我が国経済は長引く景気の低迷から脱却できていない状況にあるが、デフレ脱却に向けた大胆な金融緩和等の政策により、景気回復への期待が高まっている。

また、労働力人口の減少により、我が国の潜在成長率の低下が見込まれる一方で、高齢化の進行により、年金、医療、介護などの社会保障費に対する財政需要が増大していく傾向にある。

沖縄の離島においても、町村を中心に人口の減少が進んでいるが、国土審議会が2050年頃までの人口を推計したところ、離島振興法上の有人離島258島のうち約1割の離島が無くなる可能性があるとして指摘している。

離島地域においては、産業別の就業者数に占める建設業のウェートが高いが、我が国の厳しい財政状況や人口減少社会の到来を踏まえ、国の公共事業関係費は、縮減傾向にある。

一方、新たな時代の動きに目を転じてみると、情報通信技術の革新と普及は、生産・雇用を誘発し、生産性の向上をもたらすなど、各国の経済成長に寄与している。スマートフォンの普及により、時と場所を選ばずPC相当の機能でインターネットにアクセスすることが可能となり、SNSの定着は、あらゆる人をつなげる新たなコミュニケーション手段を提供している。

高度情報化の進展は、距離的・時間的制約を克服し、離島の地理的条件不利性を克服し、産業創出の有力な手段となり得るものであり、適切な対応を図る必要がある。

沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業は、現在、沖縄を訪れる観光客の9割以上が日本人観光客であるが、国民一人当たりの国内宿泊旅行回数、宿泊数、世帯当たりの旅行関連支出ともに減少傾向にあるものの、中国をはじめとする新興国の経済発展等に伴い、世界全体では観光客数は増加しており、今後も増加が予想されている。そのため、日本政府も訪日外国人を2020年初めまでに2,500万

人、将来的には3,000万人という目標を掲げている。

このような中、沖縄の離島は、美しい自然景観や個性豊かな文化等の資源を有しており、このような魅力を生かすことにより、離島地域は、沖縄を訪れる観光客から高く評価されていく大きな力をもっている。

我が国においては、海洋基本法の策定（平成19年4月）や離島振興法の改正（平成24年6月）等において、我が国の領域、排他的経済水域の保全等で離島地域が果たしている役割をあらためて評価し、離島の振興を図るための措置を講じる必要があるとの気運が高まっている。

沖縄県の離島が点在する広大な海域に存在する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を有している。

また、東アジアにおける資源を巡る緊張感の高まりや、国益の衝突、安全保障の枠組みの再編など、様々な事態も考えられるが、いわゆる国境離島を含む沖縄の離島地域は、近接するアジア諸国との文化・経済交流を推進し友好関係を構築するなど、日本がアジアにおいて信頼を確保していく取組の一翼を担う地域としての役割を果たせる可能性を有している。

改正沖縄振興特別措置法においては、沖縄県及び本県市町村が自主的な選択に基づいて実施する事業に充てることのできる沖縄振興交付金制度が創設され、これまで対応困難であった沖縄特有の課題についても、事業の実施が可能となった。

このように沖縄県の離島地域を取り巻く社会経済環境は、リスクとチャンスを伴いながら大きく変化しており、このような時代潮流を的確に見極め、施策を練り上げていくことが求められている。

2 離島の地域特性

地理的特性を見ると、沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に160の島々が点在する我が国で唯一の島しょ県であり、その分布する海域の範囲は、おおよそ本州の3分の2に匹敵する。このような広大な海域に沖縄本島を除く39の有人離島が存在している。

有人離島を面積規模別に分類すると、大規模、中規模、小規模の3つに分けられる。

大規模な離島（150 k m²以上）については、西表島（289 k m²）、石垣島（223 k m²）、宮古島（159 k m²）の3島である。

中規模な離島（150～20 k m²）については、久米島、南大東島、伊良部島、与那国島、伊江島、伊平屋島の6島である。

小規模な離島については、伊是名島などの11の小規模な離島（15～5 k m²）及び由布島（0.15 k m²）のような19の極めて小規模な離島（5 k m²未満）である。

位置関係により分類すると、大きく3つに分けられる。

一つ目は、本島から航路1時間以内にある本島近接型離島として、伊江島、渡嘉敷島など9島がある。

二つ目は、大型島を中核に航路1時間以内にある群島型離島として、宮古島を中核離島とした、池間島、伊良部島など6島からなる宮古群島がある。また、石垣島を中核離島とした、竹富島、西表島など7島からなる八重山群島がある。

三つ目は、本島及び中核離島から航路1時間圏外にある孤立型離島として、伊平屋島、南大東島、多良間島、与那国島など18島がある。

また、社会的特性を人口規模で見ると、40,000人以上の人口を有する島は宮古島(47,925人)、石垣島(48,123人)の2島で、10,000人~1,000人の比較的人口の多い島は久米島、伊良部島、伊江島、西表島、伊是名島、与那国島、南大東島、伊平屋島、多良間島の9島、1,000人~100人の比較的人口の少ない島は粟国島など15島、100人未満の少人数の島は鳩間島など13島となっている。

沖縄の離島地域は、比較的小規模な離島が数多く存在し、本島及び中核離島から遠距離にある孤立型離島が多いことが特徴となっている。

経済的特性を見ると、離島の産業構造について、平成22年国勢調査における全部離島市町村(市町村の一部が離島である本部町、うるま市及び南城市を除いた15離島市町村)の産業別就業者数の構成比は、第1次産業が18.6%、第2次産業が15.4%、第3次産業が66.0%となっている。

第1次産業の構成比は沖縄本島の3.8%に比べ格段に高く、農林水産業は離島地域の基幹産業になっており、離島地域は本県の主要な農林水産物の供給地となっている。第1次産業の占める比率の高い市町村としては、多良間村(45.5%)、伊江村(37.7%)、久米島町(27.8%)等となっている。

第2次産業は、本島の15.4%と同率である。第2次産業の占める比率の高い市町村は、北大東村(40.9%)、南大東村(31.2%)、伊是名村(21.2%)等となっている。

第3次産業は、本島の80.0%と比べるとかなり低くなっているが、近年、観光・リゾート産業の進展に伴い、サービス業を中心に増加基調で推移している。第3次産業の占める比率が高い市町村としては、座間味村(92.6%)、渡嘉敷村(85.4%)、石垣市(74.3%)、竹富町(73.9%)等となっている。

一口に離島と言っても様々であり、このような分類を踏まえ、地域特性を浮き彫りにして、きめ細かく施策を展開することが必要である。

以上のような特性に由来する遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性を見てみると、第1に、離島地域は、経済、行政などの中心から遠く離れていることから、割高な移動コストや輸送コストが住民生活を圧迫し、また、産業振興の大きな制約となっている。

第2に、離島市町村の行政事務は、小規模な範囲で自己完結的に対応しなければならず、また、同一市町村内であっても複数の島に施設整備が必要となる場合があるなど、高コスト構造を抱えており、特に、水道事業や廃棄物処理などにおいて、住民の負担が大きいものとなっている。

第3に、人口規模や市場規模が小さいことから、病院、介護施設、高校などが設置されていない離島も数多く存在し、医療、福祉、教育など基礎的生活条件の充足の面で課題を抱えているほか、産業振興は総じて遅れている。

一方、発展可能性に目を転じてみると、第1に、離島地域は、日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしているほか、広大な海域に存在する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を有している。

第2に、亜熱帯海洋性気候の下、年間を通して温暖な気候であり、透明度の高い海、サンゴ礁に囲まれた海岸線には白い砂浜が広がるほか、ゆったりとした生活空間、先祖代々受け継がれてきた祭事、伝統的な工芸、芸能に加え、手つかずの自然、固有の動植物が生息・生育するなど、観光地として大きな魅力を有している。

3 基本的課題

離島振興については、これまで3次わたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画並びに沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が講じられ、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島地域においては、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に起因して様々な分野で課題が残されており、若年者の慢性的な流出に伴う人口の減少等により、地域活力の低下が懸念されている状況にある。

人口の推移を見ると、沖縄本島の人口が昭和45年から平成22年までの約40年間で約45万7千人、率にして56.6%と大幅に増加したのとは対照的に、離島においては約9千人、率にして6.8%減少している。

全部離島市町村（市町村の一部が離島である本部町、うるま市及び南城市を除いた15離島市町村）の国勢調査人口について、平成22年と平成17年を比較すると、増加しているのは石垣市及び北大東村のみであり、13市町村で人口が減少している。

このうち減少率が特に大きいのは、座間味村（19.7%）、渡名喜村（14.9%）、伊平屋村（10.5%）、多良間村（10.1%）、伊是名村（9.8%）等となっている。

また、人口減少の主な要因は、生活面では、島外への高校進学、病院への入院・通院、介護老人福祉施設への入所に伴う転出等であり、産業面では、公共事業及び入域観光客数の減少等に伴う関連産業従事者及びその家族の転出等である。

昭和60年から平成22年までの国勢調査における全部離島市町村の年齢構成を見る

と、15歳未満の年少人口の構成比が年々低下している。平成22年国勢調査の若年者（15～29歳）比率は本島平均を4.9ポイント下回っている一方、高齢者（65歳以上）比率は本島平均を4.3ポイント上回っている。

国勢調査における全部離島市町村の産業別就業者数について、平成22年と平成12年を比較すると、建設業が33.7%、農業が14.6%と大きく減少している。

市町村内純生産について、平成20年度と平成10年度を比較すると、本島平均が0.7%増加しているのに対し、全部離島市町村は6.5%減少している。

離島町村においては、同期間中の市町村内純生産が16.9%減少しており、このうち、減少率が特に大きいのは、伊平屋村（36.5%）、渡名喜村（36.3%）、渡嘉敷村（36.0%）、与那国町（32.3%）等となっている。

離島地域における入域観光客数の推移をみると、平成7年度の約159万人から平成17年度は約288万人に、率にして81.6%増加したが、景気の低迷、円高等の影響もあり、平成22年度は約262万人と平成17年度と比較して約25万人、率にして8.8%減少している。

以上を踏まえると、離島地域の人口減少に歯止めをかけるためには、割高な交通コストの低減、教育、医療、福祉等の基礎的な生活条件の整備及び住民負担の軽減を図るとともに、離島の特色を生かした産業の振興に取り組み、若者が定着できる魅力ある就業の場を確保することが重要である。また、高齢者や障害者が住み慣れた島で安心して住み続けることができる環境を整備することが重要である。

(1) 離島における定住条件の整備

地理的・社会的特性に起因する各離島の実情に応じて、離島地域の住民が、安心して子どもを産み育て、高齢になっても住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるような環境を整備することが求められている。

このため、第1に、沖縄県の離島は多くの自然が残され、憩いと癒しの場の提供等重要な役割を果たしており、離島の豊かな自然環境は、県民はもとより国民にとってもかけがえのない財産であり、また、地域の振興にとっても有力な資源であることから、美しい海岸など世界に誇る離島の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくことが求められている。

第2に、生活空間の整備においては、水道事業や廃棄物処理事業の広域化等により住民負担の軽減を図るとともに、廃棄物の不法投棄等不適正処理防止に係る監視体制の強化や環境美化に対する住民等の意識向上を図ることが求められている。

また、情報通信基盤の高度化や情報通信技術の活用促進を図ることが求められている。

さらに、民間による住宅供給が困難な地域については、若年者の定住促進や地域の活性化を図る観点から、公営住宅の整備等を促進することが求められている。

第3に、遠隔性及び狭小性等の条件不利性から割高となる交通コスト、生活コストの低減を図ることが求められている。

第4に、住民の生命線ともいえる航路、航空路等の交通手段を確保するため、必要な空港、港湾・漁港、道路を整備するほか、住民の移動の利便性を確保する観点から、航空事業者、航路事業者、バス事業者等への支援を行い、航空路、航路及びバス路線の維持、確保に努めることが求められている。

第5に、離島における公平な教育機会の確保に向けて、複式学級の課題の解消など地域の実情に応じた教育環境整備を推進するほか、高等学校及び特別支援学校が設置されていない離島から島外への進学に伴う家庭の経済的負担の軽減など教育に係る負担の軽減を図ることが求められている。

また、多様で個性豊かな島々の文化については、後継者の育成・確保を図るほか、郷土文化の発信・交流や産業面での文化資源の活用を促進することが求められている。

第6に、医師の安定確保や遠隔医療支援等により、離島における医療提供体制の充実を図るとともに、救急医療における急患空輸体制の充実や沖縄本島の医療機関と離島診療所との連携体制の整備・拡充を図るほか、離島住民が安心して妊娠・出産できる環境を整備することが求められている。

また、福祉サービスの充実については、地理的、人口的要因により、採算面から事業者の参入が少ない地域において、介護サービス等の提供体制を確保するとともに、利用者の負担軽減を図ることが求められている。

第7に、ユイマールと言われる相互扶助の精神で支えられた地域コミュニティの維持・活性化を図るため、住民の社会参加活動を促進するほか、離島の実情に応じて、防災体制及び危機管理体制の強化を図ることが求められている。

(2) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開

美しい自然景観や独自の文化など各離島の特色を生かした産業振興に取り組み、雇用機会の創出等を図ることが求められている。

このため、第1に、重要な観光資源である自然環境や風景・景観の保全・再生を図りながら、離島観光の国際化や多様化する観光ニーズに対応するため、地域資源を生かした個性ある観光プログラムの創出や、各離島の魅力、イメージを積極的に発信し、国内・国外での認知度を高める取組が求められている。

また、観光リゾート産業とものづくり産業、農林水産業、情報通信関連産業等、多様な産業との有機的な連携を強化し、観光による地域全体への波及効果を高め

ていくことが求められている。

第2に、離島農業においては、効率的かつ安定的な農業経営による農業所得の向上や担い手の育成・確保のほか、農業の6次産業化に取り組むことにより、農家所得の向上や農村地域の活性化に繋げることが求められている。

また、さとうきびについては、安定的な生産を図ること、含みつ糖生産については、需給のミスマッチや安定供給等の課題を解消し、ユーザーや消費者の信頼と満足度を高め、消費拡大へと繋げていくことが求められている。

さらに、農林水産物の生産の増大及び経営の安定化、輸送コストの低減などによる効率的な流通体制の構築などに取り組むことが求められている。

第3に、離島においては、主要市場から遠く離れているため、物流コストが割高となるほか、市場ニーズの把握が容易ではなく、また、小規模事業者が多いことから、独自に製品開発、販路拡大等を展開することは、資金力、生産力、人材、ノウハウ等の面から厳しい現状にあるため、総合的なマーケティング支援等を強化することが求められている。

また、距離的・時間的制約の少ない、情報通信関連産業の振興を図ることが求められている。

第4に、新たな産業の創出に向けて、離島特有の地域資源等を活用した商品・サービスの創出や観光客等に対するプロモーション活動に取り組むことが求められている。

また、離島周辺海域における海洋資源調査・開発に向けた取組が期待されている。

第5に、各研究機関の研究成果や技術支援機能を活用して、離島地域の農林水産業や地場産業の振興を図ることが求められている。

第6に、農林水産業、伝統工芸産業、伝統文化等の後継者の育成・確保のほか、福祉、医療等の分野における専門人材の育成・確保が求められている。

また、離島においては、比較的人口規模が小さいことや、高齢化が進行していることなども踏まえ、地域外の人材の積極的な活用を図ることが求められている。

第7に、県民はもとより国民全体で離島住民の負担を分かち合い支え合う環境を醸成するため、地域間交流を促進することが求められている。

また、離島がその潜在力や魅力を最大限発揮するため、近隣アジア諸国等との文化・経済交流を推進し友好関係を構築するなど、新たな分野への展開を図ることが求められている。

第2節 離島振興の基本方向

離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、定住条件を整備するため、交通・生活コストの低減を図るとともに、生活環境基盤や交通基盤の整備、教育、医療、福祉分野におけるユニバーサルサービスの提供など、生活面での条件不利性の克服に取り組む。

また、住民の生活の糧となる産業の総合的振興に向けて、離島地域の基幹産業である農林水産業の生産性向上や6次産業化による高付加価値化等を推進するとともに、観光リゾート産業、製造業等については、美しい海洋環境をはじめ守るべき地域の自然や文化、ライフスタイル等の離島固有の魅力を最大限に活用し、外貨を獲得できる産業として総合力を高める施策を展開する。

1 離島における定住条件の整備

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用

本県の離島は貴重な野生生物が生息・生育し、学術的価値の高い植物群落及び優れた自然景観を有していることから、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努める。

また、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組むとともに、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育を推進する。

(2) 安らぎと潤いのある生活空間の創造

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等を推進するとともに、離島地域の実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を推進する。

安全な水道水の安定供給及び住民負担の軽減を図る観点から、水道事業の広域化を推進する。

また、情報通信基盤の整備については、都市部など基盤整備が進んでいる地域と同様なブロードバンド環境の確保に向け、基盤の高度化を図るとともに、安定かつ質の高い情報通信環境等の維持及び情報通信技術の活用促進を図る。

電力の安定供給については、経年劣化した海底ケーブルの更新や新たな海底ケーブルの設置を促進する。また、太陽光発電、風力発電等クリーンエネルギーの導入を推進する。

さらに、下水道の整備、公営住宅の整備等生活環境基盤の充実強化を図るとと

もに、自然、歴史、伝統文化に育まれた離島地域の景観資源を活かした風景づくりを推進する。

(3) 交通・生活コストの低減

離島の遠隔性は、航空輸送及び海上輸送など輸送上の不利性をもたらし、人流・物流の面における高コスト構造を招いていることから、交通・生活コストを低減し、住民の負担軽減を図る。

また、本島・離島間における石油製品の価格差縮小に取り組む。

(4) 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化

住民の生命線ともいえる航路、航空路などの交通手段を確保するため、必要な空港、港湾・漁港、道路を整備する。

また、住民の移動の利便性を確保する観点から、国、県、市町村の連携のもと、航空事業者、航路事業者、バス事業者等の交通・運輸事業者に対する運航（行）費の支援を実施し、離島航空路、航路、バス路線の確保、維持に努めるほか、離島航空路、航路に就航する航空機の購入、及び船舶の建造・購入に対する支援を実施する。

(5) 教育及び文化の振興

公平な教育機会の確保に向けて高校が設置されていない離島からの進学に伴う家庭の経済的負担の軽減や教育諸活動に伴う交通費の負担軽減等を図るほか、複式学級の課題の解消に努める。

また、情報通信技術等を活用した教育を支援するため、ネットワークシステムの拠点となる施設の充実に努めるとともに、離島地区の学校において通信回線及び情報機器等の整備を図る。あわせて、各学校のニーズに応じ、多様な人材を活用した遠隔授業等の充実を図る。

さらに、地域の再生・活性化に向けた生涯学習プログラムの充実を図るとともに、遊休化した公共的施設等を有効活用して図書館や公民館等の整備を促進する。

多様で個性豊かな島々の文化は、地域コミュニティ再生のかなめであることから、市町村をはじめ各文化関係機関や大学等との連携のもとに、伝統的行事の調査研究、文化的遺産の伝承・復元、後継者や担い手の育成・確保及び郷土文化の発信・交流を促進する。

(6) 健康福祉社会の実現

離島住民の健康の保持増進に向けて、明るく活力に満ちた生きがいのある生涯

スポーツ社会を実現するため、スポーツ指導者の養成・確保を図る。

小規模な離島地域において、市町村と連携し、地域の実情に応じた介護サービスの供給体制の整備を図るとともに、少子高齢化の進行や、地域における相互扶助機能が低下傾向にある中、福祉サービスの多様化や利用者増加に対応した質の高い福祉介護サービスを提供できる人材や、地域で支え合う体制の再構築に取り組む。

また、手話通訳者等のコミュニケーションを支援する人材の養成や障害者への相談支援体制の整備とともに、障害者の権利擁護に関する取組みを推進し、障害のある人が活躍できる環境づくりに取り組む。

自殺対策については、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携を図る。

離島医療については、医師の安定確保や遠隔医療支援により、医療提供体制の充実を図るとともに、ドクターヘリ事業や添乗医師等確保事業などの急患空輸体制の充実、沖縄本島等の医療機関受診に係る交通費や宿泊費の負担軽減等の総合的な支援に取り組む。

また、離島住民が安心して妊娠・出産できる環境の整備に取り組む。

さらに、離島においては、地域のみで十分な救急医療を提供できない場合があることから、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との救急医療の連携体制を整備・拡充する。

(7) 安全・安心な生活の確保

共助・共創型地域づくりの推進に向けて、離島住民、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促進し、離島地域の課題解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図る。

また、離島における防災対策を強化するため、本県の離島地域の地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な対策を推進するとともに、孤立化が想定される地域においては、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織率の向上に取り組む。

2 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開

(1) 観光リゾート産業の振興

豊かな自然環境や文化等の島々の持つ個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進する。

また、観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化する。

さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進する。

(2) 農林水産業の振興

離島における農業の振興に向けて、各離島の特色を生かした品目等の生産振興に努める。特に、離島地域を支える重要品目であるさとうきびについては、地力増進対策、干ばつ対策等を推進するとともに、含みつ糖生産地域におけるさとうきび生産農家の所得安定や含みつ糖製造業者の経営安定を図るため、分みつ糖並みの支援等に取り組む。

また、亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できる持続的な農林水産業の振興を図る。

さらに、農林水産業の6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進する。

(3) 離島を支える地域産業の振興

離島地域の中小企業等の実情やニーズに対応し、中小企業等の成長段階に応じた経営基盤の強化や金融支援等の施策を講じる。

特産品開発については、消費者の嗜好や市場動向の分析を踏まえ、農林水産物や伝統工芸品など固有の素材・資源を活用した製品開発や、ストーリー性・デザイン性を重視した他ではまねできないオンリーワンの製品開発を支援する。

また、特産品の販売力を強化するため、生産者・事業者等による戦略的なプロモーションや地域ブランド形成を促進するとともに、県外バイヤー等の招聘や商談会の開催等によるビジネスマッチング、情報通信技術を活用したネット販売等を促進する。

さらに、地域の風土や歴史の中で培われてきた伝統工芸品の技術や技法を継承するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる地域の産業として競争力を高めるため、生産基盤の強化や消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発、新たな販路開拓等を促進する。

あわせて、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や地域

の雇用を支える商業の振興に向けた取組を推進するとともに、離島の不利性を克服する情報通信関連産業の振興に努める。

(4) 離島の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

成長可能性を秘めた新産業の芽を育て、既存産業との相乗効果により成長する産業へと発展させるため、自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等の地域資源を積極的に利活用し、競争力ある新産業の創出を図るとともに、環境関連産業の育成、離島周辺海域における海洋資源調査・開発に向けた取組を促進する。

(5) 科学技術の振興

離島地域の地場産業の振興を図るため、県立試験研究機関の研究基盤の充実・強化を図るとともに、企業や市場のニーズの高い研究開発や産学官連携・農商工連携等の分野を超えた研究開発を促進し、その成果を知的財産として創造し、権利化し、活用するというサイクルの創出に向けた取組を推進する。

また、子どもたちが科学に触れあう機会を充実させるなど、人材育成を推進する。

(6) 雇用対策と多様な人材の育成・確保

離島の実情に応じた産業振興・雇用施策に取り組み、多様な雇用の場の創出や就業支援に努め、労働者が安心して働ける地域社会の形成を図る。

また、工芸産業や食品加工業等のものづくりを支える担い手等、地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成を推進するとともに、離島の魅力を生かした新たなビジネスを創出・展開し、有望産業として発展させる人材や、アジア市場等への販路開拓に対応できる事業者など、ビジネス展開に挑戦する人材の育成を推進する。

(7) 交流と貢献による離島の新たな振興

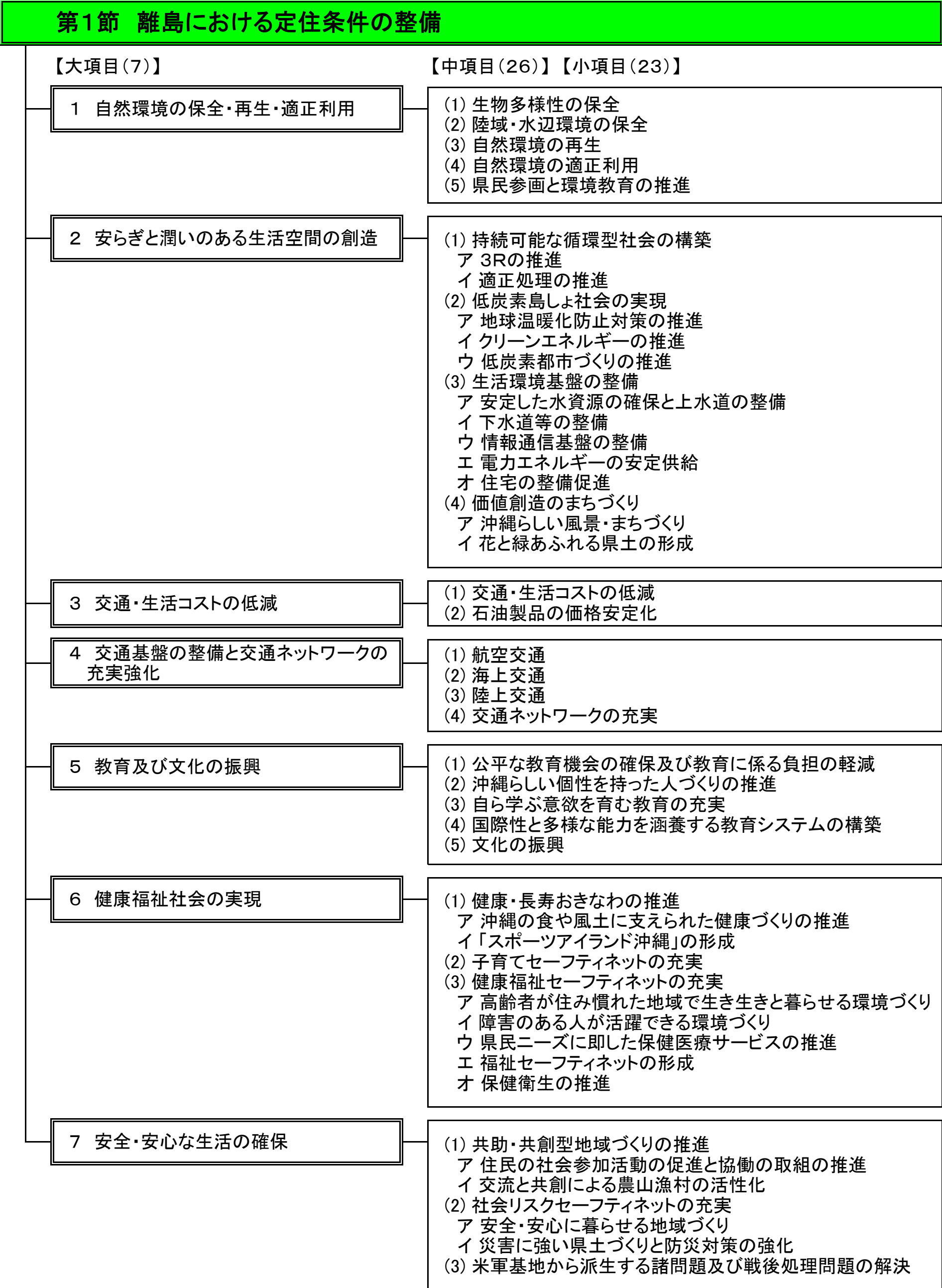
離島地域における体験プログラムや体験・滞在施設、民泊の取組等を有効に活用し、離島と沖縄本島、離島と本土及び離島相互間の交流機会を拡大する。

また、規模の大きな離島市町村においては、沖縄県と共通点の多いアジア・太平洋地域に対し、これまで培われてきた知識、経験や技術を生かした国際協力を推進することにより、地域の活性化を図る。

第3章 振興施策の展開

この章では、「第2章 計画の基本方向」で示した離島振興の基本方向に沿って、振興施策の具体的な取組を示す。

<施策体系>



第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開

【大項目(7)】

【中項目(30)】

1 観光リゾート産業の振興

- (1) 離島観光ブランドの確立
- (2) 市場特性に対応した誘客活動の展開
- (3) 観光客の受入体制の整備
- (4) 観光人材の育成
- (5) 産業間連携の強化

2 農林水産業の振興

- (1) おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備
- (2) 流通・販売・加工対策の強化
- (3) 農林水産物の安全・安心の確立
- (4) 担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化
- (5) 農林水産技術の開発と普及
- (6) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備
- (7) フロンティア型農林水産業の振興

3 離島を支える地域産業の振興

- (1) 中小企業等の支援体制の充実
- (2) 特産品開発などマーケティング支援等の強化
- (3) 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興
- (4) 商店街・中心市街地の活性化と商業の振興
- (5) 情報通信関連産業の振興
- (6) 建設産業の活性化と新分野・新市場の開拓

4 離島の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

- (1) ソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出
- (2) 環境関連産業の戦略的展開
- (3) 海洋資源調査・開発に向けた取組の推進

5 科学技術の振興

- (1) 研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化
- (2) 科学技術を担う人づくり

6 雇用対策と多様な人材の育成・確保

- (1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援
- (2) 若年者の雇用促進
- (3) 職業能力の開発
- (4) 働きやすい環境づくり
- (5) 離島を支える多様な人材の育成・確保

7 交流と貢献による離島の新たな振興

- (1) 地域間交流の促進
- (2) 国際協力・貢献活動の推進

第1節 離島における定住条件の整備

基本施策

第1節-1 自然環境の保全・再生・適正利用

施策の展開方向とめざす姿

経済活動の進展など社会経済環境が変化中、離島地域の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努めるほか、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖繩らしい自然環境の再生に取り組む。また、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図る。

沖縄県の離島において既に絶滅したと考えられる種(14種)		
動物		
分類群	カテゴリー	種名
鳥類	絶滅(5種)	●リュウキュウカラスバト●ミヤコショウビン●ダイトウミノソザイ ●ダイトウウグイス●ダイトウヤマガラ
貝類	絶滅(1種)	●ミヤコオカチグサ
植物		
分類群	カテゴリー	種名
維管束植物 (種子植物・シダ植物)	絶滅(8種)	●ソロハギ●トチカガミ●ジンヤクラン●ゼンマイ●ヒメウラジロ ●トラノオシダ●ウスバシダモドキ●クリハラン

成果指標

指標名	沖縄の現状 (参考年)	離島の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標
1 沖縄の絶滅種数	19種 (20年度)	14種 (20年度)	維持	維持
2 海洋保護区の設置数	0海域 (23年)	0海域 (23年)	1海域	2海域
3 自然保護区域面積	53,473ha (23年)	31,018ha (23年)	33,000ha	35,000ha
4 事業者間における環境 保全利用協定の認定数	2協定 (23年)	1協定	2協定	3協定
5 監視海域76海域にお ける赤土等年間流出量	159,000トン (23年度)	73,000トン (23年度)	53,000トン	32,000トン
6 海域での赤土堆積ラン ク5以下の地点割合	33% (23年)	33% (23年)	50%	100%

7	大気環境基準の達成率	91% (23年度)	91% (23年度)	100%	100%
8	河川水質環境基準 (BOD)の達成率	100% (23年度)	100% (23年度)	100%	100%
9	海域水質環境基準 (COD)の達成率	100% (23年度)	100% (23年度)	100%	100%
10	ダイオキシン類に係る環 境基準の達成率	100% (23年度)	100% (23年度)	100%	100%
11	自然環境の再生率	調査中 (24年)	調査中 (24年)	「自然環境再生指 針」の策定	50%(仮目標) 「自然環境再生指 針」で具体的に定 める
12	自然環境に配慮した河 川整備の割合	—	算出中 (23年度)	増加	増加



各主体に期待される役割

協働が期待される主体	期待される役割
離島住民	<ul style="list-style-type: none"> ・希少種等の生息・生育情報の提供 ・生物多様性に対する理解 ・赤土等流出防止への取組 ・環境保全活動への参加 ・環境に配慮した行動の実施 ・自然環境の再生に対する理解、協力 ・環境影響評価制度に対する理解
ボランティア・NPO 地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の保護活動への積極的な参画 ・生物多様性に対する理解 ・陸域・水辺環境保全に向けた取組 ・赤土等流出防止への取組 ・環境保全活動の実施 ・自然環境の再生に対する理解、協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の保護活動への積極的な参画 ・生物多様性に対する理解 ・企業活動から発生する環境汚染防止への取組 ・騒音・振動・悪臭など公害対策への取組 ・環境保全活動への参加 ・環境に配慮した行動の実践 ・自然環境の再生に対する理解、協力 ・自然環境再生にあたっての技術開発及び研究 ・自然環境再生の主体間ネットワークの構築 ・開発時における自然環境保全対策
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の保護活動への積極的な参画 ・生物多様性に対する理解 ・陸域・水辺環境保全に向けた取組 ・赤土等流出防止への取組 ・自然環境の再生に対する理解、協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を活かした地域の活性化を目指した事業や活動の推進 ・地域への赤土等流出防止対策の普及啓発 ・住民等への生活環境の保全に関する意識啓発 ・自然環境の再生に向けた取組



施策の体系

自然環境の保全・再生・適正利用

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 陸域・水辺環境の保全
- (3) 自然環境の再生
- (4) 自然環境の適正利用
- (5) 県民参画と環境教育の推進

(1) 生物多様性の保全

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- 本県は亜熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。
- 野生生物等の保全については、本県に生息・生育している生物種のそれぞれの生態、生息・生育域、個体数等の的確な把握が必要である。
- 人為的に持ち込まれた外来種が在来希少種の生存を脅かしているなど、生態系を攪乱している。
- 本県の生物多様性を特徴付けるサンゴについても、オニヒトデの大量発生や赤土等流出、さらには高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
1	野生生物の保全・保護事業 (環境生活部)	「自然環境の保全に関する指針」や「レッドデータおきなわ」を改訂し、沖縄県の自然の現状を正確に把握することで、野生生物の保護や生息地の保全に活かしていく。	県	H25～
2	生物多様性プラザ事業 (環境生活部)	生物多様性を社会に浸透させるため、県民、団体、観光客等に情報を整備して発信する機能、活動及び人材育成を支援する機能、ネットワークを構築する機能を有した生物多様性プラザの設置。	県	H25～
3	生物多様性おきなわ戦略(仮称)の推進 (環境生活部)	沖縄県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全、維持、再生して次世代へ繋げ、自然との「繋がりに」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本計画である「生物多様性おきなわ戦略(仮称)」の推進を図る。	県	H25～

4	外来種対策事業 (環境生活部)	沖縄における外来種の侵入、定着状況等について調査を行い、優先度に応じて捕獲等の対策を行う。また、侵入のおそれのある外来種について情報提供・普及啓発を図り、侵入防止及び早期発見に努める。	県	H24～
5	サンゴ礁保全再生事業 (環境生活部)	多様性に配慮したサンゴ植え付けや遺伝子解析などの調査研究を行うとともに、地域団体等が実施しているサンゴ礁保全活動へ支援することにより、サンゴ礁生態系の保全・再生を図る。	県	H23～28
6	オニヒトデ総合対策事業 (環境生活部)	オニヒトデの大量発生の予察と大量発生のメカニズムを解明する調査研究及び重要なサンゴ礁をオニヒトデ被害から守りきるための効果的・効率的な防除対策の検討を行う。	県	H23～28
7	沿岸生態系の保全 (環境生活部)	今後策定する「総合沿岸域管理計画(仮称)」に基づき、県が実施するサンゴ礁の実態調査や陸域からの影響調査や民間や地域が主体的・継続的に実施するモニタリング活動に対する支援を行う。	県	H24～
8	海洋保護特別区設定事業 (環境生活部)	自然公園(自然公園法)、鳥獣保護区(鳥獣保護法)、自然環境保全地域(自然環境保全法)などの海洋の生物多様性保全に関わる法的な保護区を組み合わせ、設定することにより、サンゴ礁生態系の保全を図る。	県	H24～

(2) 陸域・水辺環境の保全

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- 沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護区域の指定を推進することが求められている。
- 琉球諸島は、世界自然遺産登録候補地として高く評価されているが、自然環境保全に向けた法的担保(国立公園化)や生態系を脅かす外来種の捕獲など、登録に向けての取組の推進が求められている。
- ◎ 本県特有の問題である赤土等流出については、海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業へ負の影響が及ぶなど産業振興の観点からも早急な解決が求めている。特に観光産業や漁業への経済的依存が高い離島では、赤土等による環境悪化の影響が大きいことから、赤土等流出防止対策の強化を行う必要がある。
- ◎ 大気汚染については、一部環境基準を達成できていない状況にあるほか、近年、大陸からの大気汚染物質の移流など本県だけでは対応できない事例が発生しており、必要な対策が求められている。特に、離島においては、大陸に近い地域もあることから、測定局による常時監視を確実に実施していく必要がある。
- ◎ 本県における水質汚濁に係る環境基準の達成率は近年高い水準で推移しているものの、宮古島と石垣島を除く離島については水質汚濁状況から、河川、海域ともに類型が指定されておらず、水質監視の対象となっていない。今後、水質汚濁が懸念される離島においては、類型指定や水質監視を検討する必要がある。

- ◎ 離島においては、不法投棄が社会問題となっており、周辺地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然の景観を損ねている。
- 騒音・振動・悪臭対策業務については、住民生活に身近な感覚公害であることから、主体となる市町村と連携を図りながら取り組む必要がある。
- 下水道供用区域内で下水道に接続せず、かつ浄化槽法に定める法定検査を受けず適正な維持管理が行えていない浄化槽の放流水が河川等に流されている実態がある。
- ◎ 離島は財政的に脆弱な過疎地域や小規模町村が多く、本島に比べ污水处理施設の整備が遅れている離島も多い。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
9	自然環境保全地域指定事業 (環境生活部)	優れた状態を維持している森林・海岸、特異な地形・地質、野生動植物の自生地・生息地など、自然的、社会的条件からみて特に保全が必要な地区を沖縄県自然環境保全条例に基づき指定する。	県	H24～
10	鳥獣保護区設定事業 (環境生活部)	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、鳥獣保護区を設定する。	県	H24～
11	赤土等流出防止対策 (環境生活部)	赤土等流出防止対策が課題となっている地域において、海域に赤土等に係る環境保全目標類型をあてはめ、陸域に流出削減目標量を設定し、赤土等流出防止基本計画(仮称)に基づく効果的・総合的な赤土等流出防止対策を実施する。石垣島、西表島、宮古島、久米島、伊是名島、伊平屋島などの離島地域においても同計画に基づき、農地等の各種発生源対策の強化、赤土等の流出防止技術の研究・開発及び堆積土砂の除去、地域と連携した流域協議会の設置促進など総合的対策を進める。	県	H24～33
12	水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部)	農用地及びその周辺の土壌の流出を防止するため、農地の勾配修正、グリーンベルト、畑面植生等の発生源対策と、承排水路、沈砂地、浸透池等の流出水対策を実施する。	県 市町村	H24～33
13	沖縄の自然環境に配慮した農業活性化支援事業 (農林水産部)	赤土流出防止対策を持続的に推進するための人材・組織の育成を図り、地域に応じた支援組織の確立に向けた事業を実施する。	県	
14	大気汚染対策 (環境生活部)	大陸からの越境汚染の状況にも注目しつつ、大気環境の常時監視や発生源となる工場などの監視・指導等に取り組む。	県	H24～33
15	水質汚濁対策 (環境生活部)	事業者に対する監視指導や河川浄化等に関する普及啓発活動を実施するとともに、地下水質のモニタリングを実施し、現状把握に努める。	県	H24～33
16	土壌汚染対策 (環境生活部)	事業者への土壌調査の実施や汚染土壌の適正管理に関する指導等を強化する。	県	H24～33

17	騒音・振動・悪臭対策 (環境生活部)	離島の市町村と連携を図りながら、騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定及び自動車交通騒音に係る面的評価の実施に努める。	県	H24～33
18	浄化槽管理対策事業 (環境生活部)	浄化槽設置者講習会の実施や、法定検査未受検者への受検指導など浄化槽の適正な維持管理について普及啓発を行う。	県	H24～
19	農業集落排水事業 (農林水産部)	都市部に比べ遅れている農村部の汚水処理施設の整備や発生汚泥を農地に還元する施設を整備する。	県 市町村	
20	公共下水道事業(離島) (土木建築部)	他の汚水処理事業と連携し、地域性を考慮した効果的な下水道整備を推進する。	市町村	H24～33

(3) 自然環境の再生

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- 本土復帰後、社会資本の整備等により本土との格差是正が図られた一方で、農地開発、ダム開発、土地造成、埋立といった大規模開発などによって自然環境の急速な変化が進み、自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。
- ◎ 本県の大きな財産である離島の自然環境を毀損することのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点をおいた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。
- ◎ 本県の離島は多くの自然が残され、憩いと癒しの場の提供等重要な役割を果たしている。このため生活環境基盤の整備にあたっては、離島の持つ優れた景観や生態系等自然との調和に配慮することが求められる。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
21	自然環境の保全・再生・防災機能 戦略的構築事業 (環境生活部)	再生すべき沖縄らしい本来の自然環境の具体像を検討し、自然環境が有する防災機能も考慮して、「自然環境再生指針(仮称)」を策定する。	県	H24～26
22	自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部)	河川改修に際しては、自然環境等に配慮した多自然川づくりを行う。	県	H24～33

(4) 自然環境の適正利用**主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島地域において事業を実施する際に、その遠隔性により環境影響評価のための環境情報の収集が困難である場合が多く、事業者にとって過大な負担となっている。
- 近年、ダイビングやカヌーなどの自然体験型観光が新たな観光体系として注目を集めている反面、地域の自然資源の過剰な観光利用による自然環境への影響が懸念されている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
23	環境影響評価支援システム推進事業 (環境生活部)	これまでに収集整理された環境情報の電子化を行い、電子情報として公開するための電子システムの検討・整備を行う。また、環境保全措置の効果検証調査を実施し、効果的・効率的な環境保全措置の情報についても同システムにて公開する。	県	H25～
24	事業者間による保全利用協定締結の促進(環境保全型自然体験活動推進事業) (環境生活部)	自然資源の過剰な利用による自然環境の劣化を防ぐため、保全利用協定制度を活用し、自然環境の持続可能な利用を図る。	県	H24～

(5) 県民参画と環境教育の推進**主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- 世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくためには、県民全体で目標と課題を共有し、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制の構築が求められている。
- 県民一人ひとりが環境保全の重要性など環境問題に対する県民の意識の向上を図っていくためには、幼い頃からその重要性を学ぶ取組が必要である。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
25	第2次沖縄県環境基本計画(仮称)事業の推進 (環境生活部)	県民、事業者、関係団体等の意見を集約しつつ、沖縄21世紀ビジョンにおいて目標に掲げられている環境像の実現に向けた道筋を明らかにするため、「第2次沖縄県環境基本計画(仮称)」の推進を図る。	県	H25～34
26	環境保全啓発事業 (環境生活部)	環境保全の重要性など環境問題に対する県民の意識向上を図るため、沖縄県地域環境センターを活用した環境情報の発信や環境セミナー、出前講座等の開催を通して、家庭や地域における環境保全に係る取組を推進する。	県	H24～33

基本施策

第1節－2 安らぎと潤いのある生活空間の創造

施策の展開方向とめざす姿

沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが3Rを実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する。

世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、クリーンエネルギーなどの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進し、温室効果ガスの排出が少ない地域経済社会を形成する。また、低炭素社会の実現に向けた先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を図る。

子どもから高齢者まで安心して住み続けることができる条件を抜本的に改善するため、上下水道の整備、水資源の安定確保、情報通信基盤の高度化や活用促進、電力エネルギーの安定供給、公営住宅等の整備等、生活環境基盤の充実強化を図る。

沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める礎にするとともに、花と緑にあふれる潤いある離島地域の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進する。



成果指標

指標名	沖縄の現状 (参考年)	離島の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標
1 超高速ブロードバンドサービス基盤整備率	87.3% (23年)	52.3% (23年)	81.6%	100%
2 汚水処理人口普及率 (離島)	80.8% (22年度)	44.6% (22年度)	62.4%	72.2%
3 公営住宅管理戸数(離島)【累計】	29,834戸 (23年度)	4,609戸 (23年度)	4,660戸	4,711戸
4 市町村景観行政団体数	21団体 (23年度)	7団体 (23年度)	9団体	12団体
5 景観地区数	3地区 (23年度)	3地区 (23年度)	4地区	6地区
6 景観アセス数	0件	0件	2件	4件
7 都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度)	33,806ha (18年度)	現状維持	現状維持
8 住民参加による地区計画策定数	42地区 (23年度)	1地区 (23年度)	増加	増加
9 土地区画整理事業により整備された宅地面積	1,885ha	0ha	17.66ha	17.66ha

10	都市計画区域内における1人当たりの都市公園面積	10.6m ² /人 (22年度)	37.5m ² /人 (22年度)	増加	増加
11	無電柱化整備延長	49km (23年)	13km (23年)	18km	増加
12	自然環境に配慮した河川整備の割合	—	算出中 (23年度)	増加	増加
13	八重山地域の木くずの適正処理率	98.7% (20年度)	31.4% (20年度)	100% (25年度)	100% (30年度)
14	不法投棄件数(1トン以上)	139件 (23年度)	58件 (23年度)	40件	30件
15	水道広域化推進市町村数	23市町村 (22年度)	1村 (22年度)	9村	15市町村
16	低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (24年度)	0市町村 (24年度)	増加	増加



各主体に期待される役割

協働が期待される主体	期待される役割
離島住民	<ul style="list-style-type: none"> ・離島住民の負担を県民全体で分かち合い、離島の発展を支えていく取組への理解と協力 ・リサイクル推進のためのごみの分別の実践 ・マイバッグの利用 ・環境美化(清掃活動等)の取組 ・情報通信基盤の積極的な利活用 ・供用開始後の速やかな接続 ・古民家等の離島資源の保全 ・美しいまちづくり活動への積極的な参加・協力 ・道路美化作業、都市公園の管理活動への参加・協力 ・生活環境基盤の整備への理解と協力
ボランティア・NPO 地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの実践 ・リサイクル事業の実施(フリーマーケットなど) ・環境美化(清掃活動等)の取組 ・離島の魅力の発信 ・日常的修景活動及び地域景観の継続的維持活動の実践 ・道路美化作業、都市公園の管理活動への参加・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの実践 ・リサイクル品の製造・販売 ・産業廃棄物の適正処理 ・離島における生活コストの低減に対する理解と協力 ・離島における生活環境基盤の整備 ・情報通信基盤整備の推進 ・離島における公営住宅等の生活環境基盤の整備 ・魅力ある離島資源の保全・活用 ・沖縄らしい風景・まちづくりに関するものづくり研究 ・沖縄らしい風景・まちづくりの推進 ・住民が参加しやすい体制づくり、並びに緑の基本計画等の策定について技術的に支援

関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・離島の魅力の発信 ・まちづくり建築士等景観形成の担い手育成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの意識啓発 ・ごみの分別収集の強化及び有料化の検討 ・環境美化の推進 ・海岸漂着物の適正処理及び海岸管理者への協力 ・都市公園整備による緑化の推進 ・水道事業、廃棄物処理など行政サービスの広域化に向けた連携、協力 ・公共空間の質的向上 ・市町村緑の基本計画の策定及び推進 ・地域景観の特性と現状の把握・広報 ・生活環境基盤の整備に向けた連携、協力 ・情報通信基盤整備の推進 ・電子自治体構築の推進 ・普及啓発活動 ・生活環境基盤である公営住宅の整備 ・定住条件の整備に係る各種施策を住民等へ周知 ・離島の魅力の発信 ・魅力ある離島資源の保全・活用 ・離島を支える人材の育成・確保 ・生活環境基盤である水道施設の整備



施策の体系

安らぎと潤いのある生活空間の創造

- (1) 持続可能な循環型社会の構築
 - ア 3Rの推進
 - イ 適正処理の推進
- (2) 低炭素島しょ社会の実現
 - ア 地球温暖化防止対策の推進
 - イ クリーンエネルギーの推進
 - ウ 低炭素都市づくりの推進
- (3) 生活環境基盤の整備
 - ア 安定した水資源の確保と上水道の整備
 - イ 下水道等の整備
 - ウ 情報通信基盤の整備
 - エ 電力エネルギーの安定供給
 - オ 住宅の整備促進
- (4) 価値創造のまちづくり
 - ア 沖縄らしい風景・まちづくり
 - イ 花と緑あふれる県土の形成

(1) 持続可能な循環型社会の構築**ア 3Rの推進****主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- 本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物処分の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。
- 本県の一般廃棄物の排出量(一人当たり)は全国平均を下回り良好に推移しているが、リサイクル率は、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、全国平均を大幅に下回っている。
- 下水の処理過程で発生する下水汚泥はほぼ全量が緑農地利用されているが、下水道施設の整備に伴い汚泥発生量の増加が予想される。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
27	ごみ減量化推進事業 (環境生活部)	循環型社会の構築に向けて、ごみ減量リサイクル推進普及啓発事業、レジ袋有料化事業の継続実施等、県民と一体となった各種啓発事業を推進する。	県	H24～
28	建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部)	県が認定する建設リサイクル資材の拡大及び公共工事等における利用推進に取り組む。	県	H24～33
29	下水汚泥有効利用 (土木建築部)	下水の処理過程で発生する汚泥をコンポスト化し緑農地に利用する。	市町村	H24～33

イ 適正処理の推進**主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島市町村では、ごみ処理コストが沖縄本島の平均を上回っており、ごみ処理コストの低減化に向けた廃棄物処理事業の広域化を図るため、処理施設の効率的な整備と運搬ルート合理化を推進する必要がある。
- ◎ 離島地域は経済基盤が弱く、管理型最終処分場やリサイクル等の事業が成立しないため、産業廃棄物の適正処理が困難となっている。そのため、離島地域で発生した産業廃棄物は、沖縄本島へ輸送し処理せざるを得ず、廃棄物処理コストが割高となるなど、定住環境を整備する上で支障となっている。
- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となっており、適正処理や環境美化に対する意識向上が求められている。

- 県民等の環境美化に対する意識は向上しているものの、依然、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等が見受けられ、生活環境の悪化や街の美観を損ねていることから、必要な対策や県民等の意識向上を図る必要がある。
- 近年、県内各地の海岸において、海外からと思われる漁具やペットボトル、発砲スチロール等のごみが大量に漂着し、自然環境に重大な影響を及ぼしているほか、海岸景観の悪化により観光資源としての価値の低下等を招いている状況にある。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
30	廃棄物処理施設の効率化及び離島の廃棄物処理サービス広域化支援 (環境生活部)	ごみ処理の広域化を図るためには、連携する市町村間の合意形成が必要となることから、県で具体的な方法及び費用対効果を調査し、離島市町村に提案する。	県	H24～
31	バイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業 (環境生活部)	建設廃棄物の木くずを発電のためのバイオマス燃料として活用することで、廃棄物の適正処理の確保及び二酸化炭素削減ができるとともに、売電による資金を調達することで、民間が本事業のスキームを持続的に実施していける循環資源システムを構築する。 また、従来の補助燃料(重油等)について、廃棄物による代替率を検討するほか、発電によって生じた排熱等の活用策も検証する。(対象離島:石垣島)	県	H24～25
32	廃棄物不法投棄対策事業 (環境生活部)	不法投棄等の不適正処理に対応するため、警察官OBを廃棄物監視指導員、不法投棄監視員として保健所へ配置するとともに、市町村職員に産業廃棄物処理施設への立入権限を付与する併任制度を設けるなど、監視体制の強化を図る。	県	H24～
33	ちゅら島環境美化促進事業 (環境生活部)	各市町村や各種団体と連携した全県一斉清掃を実施する。また、環境美化促進モデル地区を指定し、同地区で行われる環境美化活動に対して支援を行う。	県 市町村 地域住民	H24～
34	海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進 (環境生活部、農林水産部、土木建築部)	市町村や地域住民と連携して、海岸清掃や適正処理を推進するとともに、発生源対策に取り組む。	県	H24～
35	海岸保全管理費 (農林水産部)	海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、市町村やボランティア団体が行う漂着ごみ対策への支援を行う。	県	H24～

(2) 低炭素島しょ社会の実現**ア 地球温暖化防止対策の推進****主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- 本県における温室効果ガス排出量は、人口の増加や経済規模の拡大等により、1990年度以降、2003年度まで増加したが、それ以降はほぼ横ばいで推移している。
- 産業部門の中で特に温室効果ガスの排出量が多い製造業や、建設業分野において設備機器の省エネ化などが必要であるが、投資コストの負担など課題がある。
- 温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、運輸部門、民生部門が高くなっており、同部門に対する取り組みの強化が求められている。
- 本県は亜熱帯性気候に属し、また地理的・地形的条件が他都道府県と異なるため、地球温暖化による影響を独自に予測・分析し、それに合った適応策を検討する必要がある。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
36	地球温暖化防止対策(省エネ改修支援) (環境生活部)	設備機器の省エネ改修に対して補助を行う。	県	H29～
37	観光施設等の総合的エコ化促進事業 (環境生活部)	自然環境の保全と持続的な観光振興を図るため、観光関連事業者が行う環境や観光産業への波及効果が高い総合的・複合的な環境対策に対して補助を行う。	県	H24～
38	地球温暖化防止対策 (環境生活部)	住宅やオフィス、地域の施設等における環境対策(建物の遮熱化、省エネ化、太陽光発電設備・太陽熱システムの設置など)に対して補助を行う。	県	H25～
39	次世代自動車の普及促進 (環境生活部)	次世代自動車(電気自動車等)の導入に対する補助や電気自動車の充電設備導入等に対する支援を行う。	県	H25～
40	地球温暖化の影響・適応策検討事業 (環境生活部)	気候変動による影響の把握・推定により適応の方向性や取り組むべき事項を整理し、今後の地球温暖化対策や産業振興に活用する。	県	H24～

イ クリーンエネルギーの推進

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- 本県は地理的・地形的及び需要規模の制約により、大部分のエネルギーを化石燃料に依存しているため、本州各地域に比べて発電に伴う温室効果ガスの排出原単位が高いことから、クリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図る必要がある。
- クリーンエネルギーの多くは、安定供給に向けての課題が多いことや導入コストが高いことから、実証事業等をとおして安定的な需給システムの構築や普及に向けた取組を促進する必要がある。
- 周囲を海に囲まれた島しょ地域という特性を有している本県にとって、海洋エネルギーは有望なエネルギー源となり得る可能性があるが、技術開発等の課題もあり、十分に活用されていない。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
41	太陽エネルギー普及促進事業 (商工労働部)	太陽エネルギーを活用した設備費用の一部を支援することにより、エネルギー源の多様化及びクリーンエネルギーの普及促進を図る。	県	H24～29
42	宮古島スマートコミュニティー実証事業 (スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	地産エネルギーを効率的に活用するとともに、島内需要者の省エネルギー化を図るための実証や、来間島で再生可能エネルギー100%自活を目指す実証を行う。	県 市町村	H24～26
43	天然ガス試掘事業 (未利用資源・エネルギー活用促進事業) (商工労働部)	県内で十分に利活用されていない天然ガスの有効活用を促進し、エネルギー供給源の多様化を図るため、宮古島において天然ガスの試掘事業を実施する。	県	H24
44	海洋温度差発電実証事業 (未利用資源・エネルギー活用促進事業) (商工労働部)	既存の設備(海洋深層水研究所)を活用し、海洋深層水を利用した海洋温度差発電の実証を行う。	県 市町村	H24～27
45	離島地域エネルギー自給高度化支援事業 (商工労働部)	宮古島バイオエタノール生産プラントを活用し、その製造過程で産出される有価物を高付加価値化する研究開発を支援し、バイオ燃料製造複合システムの確立を図る。	県	H24～26

ウ 低炭素都市づくりの推進

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島圏域においては、港を中心としたコンパクトな市街地が形成されてきたが、郊外への大型店舗や住宅等の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等における過疎化と高齢化への対応が求められている。また、道路、公園等の公共施設が不十分なまま市街化された既成市街地において、公共施設を整備し、宅地のスプロール化を防止すると共に、居住環境の改善を図る必要がある。
- 環境に優しい低炭素都市づくりを推進するためには、無秩序な都市の拡大を抑制し、都市と自然が調和した効率的・効果的な都市構造の形成を図る必要がある。
- ◎ 電源のほとんどをディーゼル発電に頼る離島圏域での低炭素化の推進や、環境に優しいまちづくりに寄与する公共建築物の整備が求められている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
46	住民参加型都市計画マスタープラン(MP)策定事業 (土木建築部)	市町村都市計画マスタープラン策定における取り組みを支援。	県	H24～33
47	自転車利用環境の整備 (土木建築部)	既存道路に自転車走行位置を明示することにより、自転車の利用促進による低炭素型社会の実現を推進する。	県	H26～33
48	市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	市町村策定の「緑の基本計画」や「風致地区」の指定について県が技術的に支援。	県	H24～33
49	県有施設におけるCASBEE評価の実施 (土木建築部)	離島地域で整備を行う県有施設の設計委託においてCASBEE評価を行い、省エネを含めた環境対策に配慮した設計を行う。	県	H25～
50	土地区画整理事業 (土木建築部)	道路、公園等の公共施設の整備改善と良好な宅地の利用増進を図り、健全な市街地形成を図る。	市町村	H24～30

(3) 生活環境基盤の整備**ア 安定した水資源の確保と上水道の整備****主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島の水道事業は、多くが小規模で運営基盤(財政、技術)が脆弱であり、加えて、良質な水源の確保等が難しいこと、人口減少による事業収益が低下していること、老朽化施設の維持、保全に苦慮していることなど、多くの課題がマイナス要因となり、従来の離島町村単独で運営する形態では、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給給水することは困難な状況にある。また、災害対策のための老朽化施設の更新、耐震化など計画的な整備についても困難な状況にあることから、水道広域化の推進が必要である。
- ◎ 離島地域は、水源となる河川流域の狭小性により水源の確保が困難であるため、住民が安心して生活できるように、重要なライフラインの一つである水道用水の安定的な確保が求められている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
51	水道広域化推進事業 (環境生活部)	運営基盤の脆弱な小規模水道事業の基盤の安定及び水道サービスの向上を図るため、多様な形態の水道広域化に取り組む。	県 市町村	H24～33
52	広域化関連施設整備事業 (環境生活部)	水道広域化に伴い必要となる施設、設備等を整備を実施する。	県 市町村	H24～33
53	水道施設整備事業 (環境生活部)	安全な水道水を安定的に供給するため、水道施設の新設や老朽化施設の更新、耐震化などの整備を推進する。	市町村	H24～
54	離島ダム(儀間ダム)の建設 (土木建築部)	久米島町の水資源の安定確保及び儀間川流域の洪水被害防止を図るため、儀間ダムを建設する。	県	H24～25
55	離島ダムの機能維持(長寿命化対策等) (土木建築部)	離島の水がめである県管理ダムの恒久的な機能維持とライフサイクルコスト削減を図るため、適切な時期にダム施設の更新等を行う。	県	H24～33

イ 下水道等の整備

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 財政的に脆弱な小規模離島町村では、本島中南部に比べ汚水処理施設の整備が遅れている。
- 下水道供用区域内で下水道に接続せず、かつ浄化槽法に定める法定検査を受けず適正な維持管理が行えていない浄化槽の排水が河川等に流されている実態がある。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
56	浄化槽設置整備事業 (環境生活部)	生活排水対策として市町村が実施する浄化槽整備事業に対して補助を行う。	県	H24～
57	農業集落排水事業 (農林水産部)	都市部に比べ遅れている農村部の汚水処理施設の整備や発生汚泥を農地に還元する施設を整備する。	県 市町村	H24～33
58	公共下水道事業(離島) (土木建築部)	他の汚水処理事業と連携し、地域性を考慮した効果的な下水道整備を推進する。	市町村	H24～33

ウ 情報通信基盤の整備

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島地域においては本島から遠隔に位置するという地理的条件、人口が少ないなどの採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがある。
- 行政サービスの高度化について、行政手続のオンライン利用は、自治体職員向けの簡易な手続きの利用が増加しているが、一般住民向け申請・届出等の電子手続きが少ないことから、その拡充を図る必要がある。
- 電子自治体構築の推進に不可欠な「総合行政情報通信ネットワーク」について、老朽化や回線容量の不足、機能の陳腐化等が問題となっていることから、行政サービスの高度化に向けて再整備が必要となっている。
- 公平な教育機会を確保し、教育指導体制の充実を図るため、学校におけるICTの整備と教員のICTに関する活用指導力の向上が必要である。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
59	離島地区情報通信基盤整備推進事業 (企画部)	離島の情報通信基盤を高度化・安定化するために、本島と離島間の中継伝送路(海底光ケーブル)を整備し、先島地区においては民放テレビ放送の受信環境整備においても活用する。	県 市町村 民間通信事業者	H24～33
60	インターネット利活用推進事業 (企画部)	電子申請システム等を活用した行政手続きのオンライン化の拡充及び利用の促進	県 市町村	H24～33
61	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業 (企画部)	防災情報無線のほか各種行政情報システムの伝送路等を高速大容量化する。	県	H24～28

エ 電力エネルギーの安定供給

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 沖縄県は、供給系統が独立していることに加え、離島が多いなど電力供給面で構造的な不利性を有していることから、供給コストの削減等に取り組み、電力の安定的かつ適正な供給の確保を図る必要がある。
- クリーンエネルギーの多くは、安定供給に向けての課題が多いことや導入コストが高いことから、実証事業等をとおして安定的な需給システムの構築や普及に向けた取組を促進する必要がある。
- ◎ 県内に敷設されている送電用海底ケーブルの多くは、経年劣化等による更新時期であることから、早急な対応が必要である。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
62	海底ケーブル新設・更新事業 (商工労働部)	海底ケーブルの更新・新設を促進する。	県 電力事業者	H24～33
63	太陽光・風力発電大量導入による系統安定化対策実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部)	太陽光発電や風力発電を導入した場合の既存電力システムに対する安定化対策等の実証を行う。	県 市町村	H24～26
64	太陽エネルギー普及促進事業(再掲) (商工労働部)	太陽エネルギーを活用した設備費用の一部を支援することにより、エネルギー源の多様化及びクリーンエネルギーの普及促進を図る。	県	H24～29

オ 住宅の整備促進

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島・過疎地域においては、市場による民間賃貸住宅の供給が見込めないことから、公営住宅の整備により、若年層の定住促進や地域活性化を図る必要がある。
- 高齢化の進行が著しい地域については、住宅のバリアフリー化及び民間との連携による居住支援の取り組みが必要である。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
65	公営住宅整備事業 (土木建築部)	離島・過疎地域における若年層の定住促進や地域活性化を図る観点から公営住宅の整備を促進する。	市町村	H24～33
66	住宅リフォーム促進事業 (土木建築部)	子育てのための改修工事、バリアフリー改修工事等を含む住宅リフォーム工事を行う者に対し市町村が助成金を交付する。	県 市町村	検討中
67	沖縄県居住支援協議会の設立 (土木建築部)	地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携した沖縄県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する。	県 市町村 民間関係団体 他	H24～33

(4) 価値創造のまちづくり

ア 沖縄らしい風景・まちづくり

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島地域は、島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等を有しており、こうした離島の多様性は観光資源として大きな魅力である。しかし、急速な社会資本の整備や観光地や市街地での電柱等が景観を阻害する要因となっていることから、地域の景観形成を先導する公共事業等によって、住民が誇りと愛着の持てる魅力的な景観形成の推進が求められている。
- ◎ また、歴史遺産や御嶽・拝所、石垣、赤瓦など離島地域の景観資源の保全・継承等に努め、環境・景観・利用等に配慮した質の高い地域景観の整備に取り組む必要がある。
- さらに、官民連携と双方向の交流により、個性豊かな風景づくりに貢献する人材の育成等を図るとともに、良好な景観の形成に係る技術の研究開発を行う必要がある。
- 景観を形成する古民家や集落は、都市化や老朽化などで失われつつある。古民家の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等の取組が求められている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
68	沖縄らしい風景づくり推進事業 (土木建築部)	離島市町村の景観行政団体への移行、景観計画や景観条例の策定、風景づくりに必要な人材の育成、公共工事の景観評価システムの構築、沖縄の風景に調和した景観素材及び技術の研究開発の実施。	県	H24～33
69	無電柱化推進事業 (土木建築部)	良好な景観や歩行空間の形成、災害時のライフラインの確保の目的で、地中化等により主要な道路上から電柱を無くす事業。	県	H24～33
70	自然環境、景観に配慮した河川の整備 (土木建築部)	河川改修に際しては、景観等に配慮した多自然川づくりを行う。	県	H24～33
71	古民家を生かした地域活性化支援事業 (土木建築部)	古民家の保全に向けた技術者育成・資材確保等の情報を広く一般に提供し、古民家の再生・活用についての普及・促進を図る。	県 市町村 関係団体	H24～33
72	村づくり交付金 (農林水産部)	地域の独自性を活かせるように農業生産基盤の整備と併せて、農山漁村の生活環境の総合的な整備を実施する。	県 市町村	H24～33

イ 花と緑あふれる県土の形成

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- 森林、都市緑化、公園緑化など緑化の対象は広範囲に及ぶため、行政のみならず、地域住民、企業等との連携による県民一体となった緑化の推進が必要である。
- ◎ 離島地域は、島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等を有しており、こうした離島の多様性は観光資源として大きな魅力となっている。観光地へのアクセス道路への亜熱帯性花木植栽や、主要道路の沿道空間の緑化を郊外に残される緑地や農地の自然環境との共生・調和を図りながら沖縄らしい風景を創出し、観光への支援やアメニティ空間の創出が求められている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
73	市町村緑化推進支援事業 (土木建築部)	市町村策定の「緑の基本計画」や「風致地区」の指定について県が技術的に支援。	県	H24～33
74	都市公園における緑化等の推進 (土木建築部)	宮古島市及び石垣市における都市公園の整備	市町村	H24～33

第1節－2 安らぎと潤いのある生活空間の創造

75	観光地アクセス道路の重点的緑化事業 (土木建築部)	花や緑あふれる魅力ある県土形成のため、観光地アクセス道路の重点緑化を行い、沖繩らしい風景づくりを推進する。	県	H24～33
76	主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部)	花や緑あふれる魅力ある県土形成のため、主要道路の沿道空間における植樹等を強化し、沿道環境に配慮したアメニティ空間を創出する。	県	H24～33
77	全島みどりと花いっぱい運動事業 (農林水産部)	地域の独自性を活かした緑化活動の展開に向けて、行政のみならず、地域住民、企業等との協働による緑化運動を推進する。	県	H24～25
78	グリーン・コミュニティ支援事業 (農林水産部)	住民参加型の緑化活動に必要な苗の生産・供給を行うとともに、新たな地域緑化活動の指導等を行う。	県	H24
79	緑化推進費 (農林水産部)	緑化の普及啓発を図るため、県植樹祭の開催、県学校緑化コンクール、及び緑の少年団の育成・指導等を行う。	県	H24～33

成果指標

指標名	沖縄の現状 (参考年)	離島の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標
1 低減化した路線における航路・航空路の利用者数	—	航空路 255千人 (23年) 航路 418千人 (24年)	航空路 293千人 航路 439千人	航空路 293千人 航路 439千人
2 沖縄本島と離島の生活必需品の価格差(那覇市を100とした場合の指数)	—	130程度 (23年)	縮小	縮小
3 沖縄本島・離島間の石油製品の価格差	—	揮発油 20円/ℓ 灯油 5円/ℓ 軽油 14円/ℓ A重油 17円/ℓ (23年度)	縮小	縮小

各主体に期待される役割

協働が期待される主体	期待される役割
県民	・離島住民の負担を県民全体で分かち合い、離島の発展を支えていく取組への理解と協力 ・離島への積極的な訪問や離島住民との交流による離島の魅力の発見
事業者	・離島における交通コスト、生活コストの低減に対する理解と協力
市町村	・交通・生活コストの低減整備に向けた連携、協力

施策の体系

交通・生活コストの低減

- (1) 交通・生活コストの低減
- (2) 石油製品の価格安定化

(1) 交通・生活コストの低減**主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 沖縄の離島地域は、その遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、住民等の移動手段が船又は飛行機に限られ、移動に係るコストが高く、生活必需品等の価格が沖縄本島と比較して割高となるなど、離島住民の生活を圧迫している。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
80	沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業 (企画部)	離島住民等を対象に、割高な船賃及び航空賃を鉄道並み運賃へ低減化を図る。	県	H24～33
81	離島生活コスト低減実証事業 (企画部)	沖縄本島から小規模離島を中心とする県内有人離島へ輸送される生活必需品の輸送経費等への補助を実施する。	県	H24～26

(2) 石油製品の価格安定化**主な課題**

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島地域の石油製品については石油製品輸送等補助事業により、輸送経費に対する補助を実施しているところであるが、市場規模が小さいことや輸送経費以外の固有のコストなどが存在することにより、依然として沖縄本島・離島間の石油製品の価格差が生じている。当該価格差の縮小に向けて取組む必要がある。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
82	石油製品輸送等補助事業費 (企画部)	離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るため、沖縄本島から離島へ輸送される石油製品の輸送経費等に補助する。	県	H24～33

基本施策

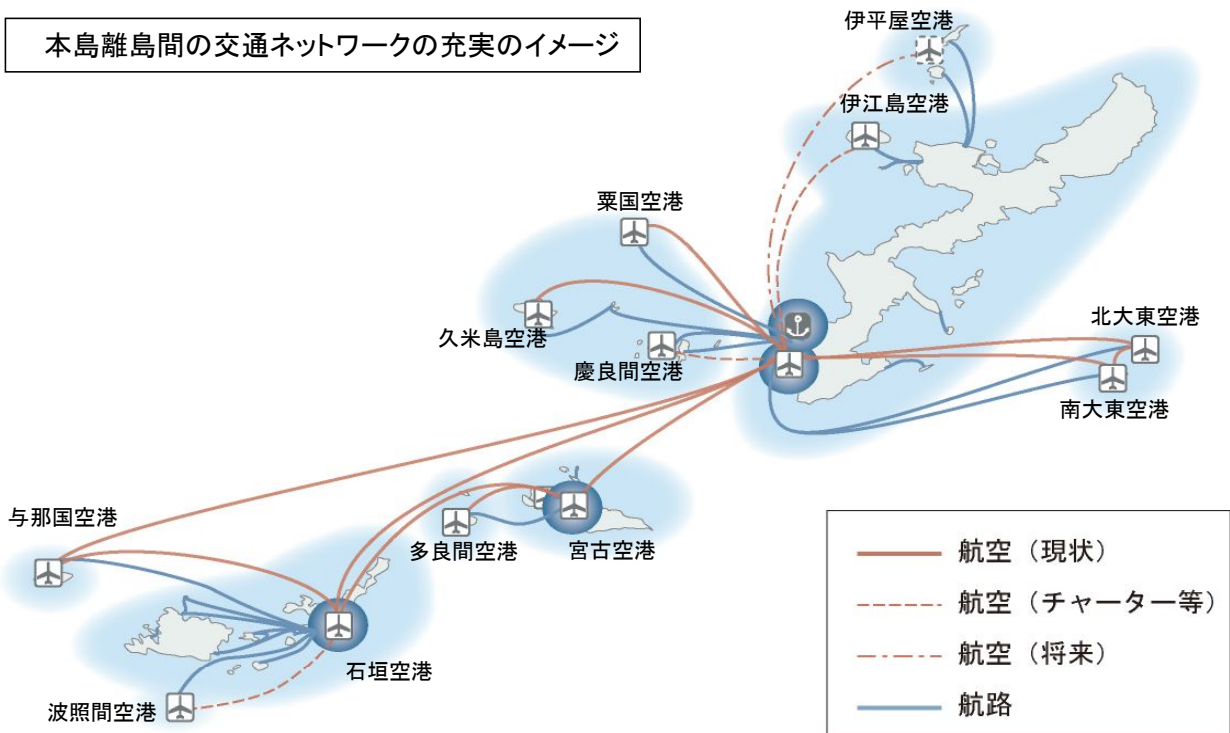
第1節－4

交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化

施策の展開方向とめざす姿

住民の生命線ともいえる航路、航空路などの交通手段を確保するため、必要な空港、港湾・漁港、道路を整備するほか、交通拠点間の連結強化、交通ネットワークの充実を図る。

本島離島間の交通ネットワークの充実のイメージ



資料：沖縄県企画部「沖縄県総合交通体系基本計画」より作成

成果指標

指標名	沖縄の現状 (参考年)	離島の現状 (基準年)	5年後の目標	10年後の目標
1 離島空港の年間旅客数	—	313万人 (22年度)	381万人	426万人
2 離島航路の船舶乗降人員実績	—	584万人 (22年)	増加	増加
3 宮古・八重山圏域におけるクルーズ船寄港回数	106回 (23年)	53回 (23年度)	74回	99回
4 県管理道路(離島)の改良率	[都道府県管理道路] 90.1% (21年度)	89.9% (21年度)	90.3% (26年度)	91.4% (31年度)
5 生活バス路線輸送実績(離島)	2,652万人 (22年)	50万人 (22年)	50万人	50万人

各主体に期待される役割

協働が期待される主体	期待される役割
離島住民	<ul style="list-style-type: none"> ・航空路線の利用(県民等) ・基盤整備に対する理解と協力 ・路線の確保・維持に向けた積極的な利用 ・地域公共交通が離島の財産であるとの意識醸成
ボランティア・NPO 地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島住民及び来島者の利用促進に向けた取組
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新規航空便の誘致など航空路の拡充への取り組み ・離島住民の移動手段の維持・確保、持続可能な地域公共交通サービスの提供 ・生活環境基盤の整備 ・利用者の利便性向上とコスト低減等の経営効率化 ・安定・継続的な運航(行)サービスの提供
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・新規航空路の開設への理解と協力 ・航空路線の利便性向上と需要喚起 ・離島住民及び来島者の利用促進に向けた取組
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・空港を生かした地域観光の振興や魅力あるまちづくりの取組 ・新規航空路線の開設に向けた協力 ・定住条件の整備に係る各種施策の住民等への周知 ・生活環境基盤の整備に向けた連携、協力 ・生活環境基盤の整備に向けた住民等への周知 ・運航(行)費補助による路線の確保・維持 ・離島にとって最適な地域公共交通のあり方の検討 ・離島住民及び来島者の利用促進に向けた取組

施策の体系

交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化

- (1) 航空交通
- (2) 海上交通
- (3) 陸上交通
- (4) 交通ネットワークの充実

(1) 航空交通

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 日本の南端に位置する石垣島から本州に輸送される貨物は那覇空港を経由しており、輸送コストが割高となっている。そのため、新石垣空港を整備し、本州直行便を就航させることで、輸送コストの低減を図る。
- ◎ 伊平屋島・伊是名島及び粟国島については、離島住民が圏域中心都市へ移動するのに時間がかかることから、伊平屋空港建設や粟国空港滑走路延長整備が強く求められている。
- 臨空型産業の集積促進の課題として挙げられる、物流コスト低減及び立地企業の支援措置拡充に対しては、物流基盤施設の整備と併せて、輸送コスト・雇用・設備投資に係る助成制度の充実を図るほか、立地企業に対するワンストップサービスでの創・操業支援体制の強化が必要である。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
83	新石垣空港の整備 (土木建築部)	航空路の安定的な運航及びネットワークの充実を図るための空港整備。	国 県	H24
84	伊平屋空港の整備 (土木建築部)	航空路の安定的な運航及びネットワークの充実を図るための空港整備。	国 県	H26～30
85	粟国空港の整備 (土木建築部)	航空路の安定的な運航及びネットワークの充実を図るための滑走路の整備。	国 県	H26～31
86	離島空港の更新整備 (土木建築部)	航空路の安定的な運航及びネットワークの充実を図るための施設の更新整備。	県	H24～32
87	離島空港保安管理対策事業 (土木建築部)	保安施設設置、管理委託・保安検査等に対する助成、車両突入及び不法侵入防止対策等の実施。	県	H24～
88	利用促進協議会の運営 (土木建築部)	キャンペーンの実施や広報宣伝活動、活動に取り組む人材への支援、空港施設の利便性向上等。	県 市町村	H25～

(2) 海上交通

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 港湾及び港湾機能をもった漁港については、離島住民のライフラインを確保する上で極めて重要であるため、海上交通の安全性・安定性の確保、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備など、港湾機能の向上を図っていく必要がある。
- ◎ 県内離島は輸送手段が限られており、悪天候時など航行船舶の欠航があり、また航行時間が長くなるなど、人的・物的な移動の障害となっている。よって離島の人流・物流機能の向上を図るため、港湾施設の整備に取り組む必要がある。
- ◎ 離島における交流拠点及び国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、平良港（宮古）、石垣港（八重山）においては国際クルーズ船の寄港・就航を促進するための旅客船バース等を整備する必要がある。
- ◎ 地震などの大規模災害による離島地域の孤立を防ぐため、被害の予防・低減、緊急物資輸送機能を有する港湾施設の整備が求められている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
89	離島航路補助事業 (企画部)	離島航路運営の欠損に対する助成	国 県 市町村	H24～
90	離島航路運航安定化支援事業 (企画部)	離島航路の船舶建造・購入に対する助成	県	H24～33
91	漁港施設機能強化事業 (農林水産部)	港湾機能をもった離島漁港における定期船バースの耐震化や定期船の就航率の向上を図るための施設整備	県	H24～28
92	平良港の整備 (土木建築部)	漲水地区再編事業及び静穏度確保のための防波堤整備	国 宮古島市	H24～33
93	石垣港の整備 (土木建築部)	八重山圏域の国際交流の拠点として、5万トン級大型旅客船ターミナル等の整備を促進し、引き続き、7万トン級大型旅客船に対応した施設への拡張及び国際貨物岸壁の整備を進める。また、人工海浜や離島ターミナルの整備を進める。	国 石垣市	H24～33
94	伊江港整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上を図るため防波堤、臨港交通施設、岸壁嵩上げ等の整備	県	H24
95	前泊港整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上を図るため防波堤等の整備	県	H24～25

第1節－4 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化

96	兼城港整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上を図るため岸壁、港湾施設用地等の整備	県	H24～27
97	南大東港整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上を図るため岸壁、泊地浚渫等の整備	県	H24～27
98	北大東港整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上を図るため岸壁、泊地浚渫等の整備	県	H24～27
99	浮き栈橋整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた浮き栈橋の整備	県	H24～26
100	仲田港整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上を図るための岸壁整備	県	H24～26
101	野甫港整備事業 (土木建築部)	港湾機能の向上を図るための護岸、航路浚渫等整備	県	H24～25
102	竹富南航路整備事業 (土木建築部)	海上交通の安全性の更なる向上を図るための航路の整備	県	H24～25
103	港湾機能向上検討対策事業 (土木建築部)	祖納港(与那国町)・粟国港(粟国村)における静穏度向上検討、対応策の策定及び対策実施。	県	H24～
104	那覇港泊ふ頭施設整備事業(那覇港管理組合) (土木建築部)	泊ふ頭における陸上電力供給施設・利便性向上施設の整備	那覇港管理組合	H25～26

(3) 陸上交通

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島住民の生活利便性を確保する陸上交通基盤については、地域特性を踏まえつつ定住環境の確保に資する道路整備を進める必要がある。
- ◎ 離島地域の自立的な地域づくりと定住支援を図る観点から、空港・港湾・漁港等の交通拠点間相互を連結する道路整備及び交通拠点と中心市街地、集落等を連結する道路整備を進める必要がある。
- 高齢者や障害者のためのバリアフリー化にとどまらず、子ども、観光客、外国人なども含め、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した社会環境づくりが求められている。

- ◎ 離島地域では、採算性の問題等から公共交通が脆弱で車社会である一方で、過疎化や高齢化も進展している状況がある。誰もが安全安心に暮らせる質の高い生活環境の実現のため、交通安全対策の推進、歩道設置、無電柱化、街路樹による快適な歩行空間の創出等、ゆとりある道路空間の創出が求められている。
- 環境や人にやさしい交通手段として自転車利用促進が求められているが、快適な自転車走行空間が確保されていない。また、歩行者や自動車と錯綜して危険な状況もあり、自転車走行を分離して安全・快適な自転車利用環境の整備を図ることが求められている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
105	バス路線補助事業 (企画部)	バス路線補助事業(運行費補助等)による離島生活バス路線の確保・維持	国 県 市町村	H24～
106	定住を支援する道路整備 (土木建築部)	生活利便性の向上を図るため、生活に密着した道路の拡幅整備等を行う。	県	H24～
107	生活に密着した道路整備事業(市町村道) (土木建築部)	地域の生活基盤の強化、地域活性化及び良好な生活環境の確保のため、最も基盤的な社会資本である市町村道の整備を推進する。	市町村	H24～33
108	公共交通利用環境改善事業 (企画部)	ノンステップバスの導入促進	県	H24～28
109	交通拠点間を連結する道路整備及び交通拠点と中心市街地、集落等を連結する道路整備 (土木建築部)	交通拠点間を連結する道路及び交通拠点と中心市街地、集落等を連結する道路の拡幅整備等を行う。	県	H24～
110	交通安全施設の整備 (土木建築部)	事故危険箇所等において、防護柵や道路照明、視線誘導標等の交通安全施設の整備を推進する。	県	H24～33
111	歩行空間の整備 (土木建築部)	歩道未整備箇所や狭隘道路、通学路等の歩道を整備し、誰もが安全・安心で快適な生活環境の確保、歩いて楽しいまちづくりを推進する。	県	H24～33
112	無電柱化推進事業 (土木建築部)	良好な景観や歩行空間の形成、災害時のライフラインの確保の目的で、地中化等により主要な道路上から電柱を無くす事業。	県	H24～33
113	道路緑化による沖縄らしい風景の創出 (土木建築部)	花や緑あふれる魅力ある県土形成のため、道路緑化を推進し沖縄らしい風景づくりを推進する。	県	H24～33
114	街路樹の植栽・適正管理 (土木建築部)	誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、街路樹の植栽及び適正管理を推進する。	県	H24～33
115	街路整備事業(離島) (土木建築部)	安全で快適なゆとりある道路空間を創出するため、歩道の設置や必要幅員の確保に取り組む。	県	H24～

116	自転車利用環境の整備 (土木建築部)	既存道路に自転車走行位置を明示することにより、自転車の利用促進による低炭素型社会の実現を推進する	県	H26～33
-----	-----------------------	--	---	--------

(4) 交通ネットワークの充実

主な課題

離島固有の課題は「◎」

- ◎ 離島住民の移動手段は飛行機、船に限られることから、生活の利便性確保を図るため、高速移動手段である航空路線の維持・確保に取り組む必要がある。
- ◎ 小規模離島の航空路線は構造的に採算性が低いことなどが路線の維持、確保を図る上で課題となっていることから、不採算路線についての運行費補助や航空機購入費用の補助などの支援が必要となっている。
- ◎ 離島航路の多くは、燃料費、人件費、船舶取得の費用など、経営改善による節減が図り難いことに加え、利用者の減少などにより採算面で構造的課題を抱えており、航路事業者に対する運営費補助等の支援強化が求められている。
- ◎ 離島のバス路線は、運行距離が短く利用者も少ないことからその多くが不採算路線となっており、今後の高齢化社会を見据え路線の維持確保をいかに図っていくかが課題である。
- ◎ 離島地域は、主要市場から遠く離れているため、原材料の仕入れ、出荷に係る物流コストが割高にならざるを得ず、市場競争力を低下させる要因となっている。

主な取組

番号	施策名	施策の内容	実施主体	事業期間
117	離島航路補助事業 (企画部)	離島航路運営の欠損に対する助成	国 県 市町村	H24～
118	離島航路運航安定化支援事業 (企画部)	離島航路の船舶建造・購入に対する助成	県	H24～33
119	バス路線補助事業 (企画部)	バス路線補助事業(運行費補助等)による離島生活バス路線の確保・維持	国 県 市町村	H24～
120	離島航空路運航費補助 (企画部)	離島航空路線の運行費欠損に対する補填	国 県 市町村	H24～
121	航空機等購入費補助 (企画部)	離島路線に就航する航空機購入費の補助	国 県	H26～
122	地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統) (企画部)	運行費等の補助による地域内フィーダー系統の確保・維持	国 市町村	H24～